

徳島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	今枝 哲郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ徳島大松

所在地 徳島市大松町榎原外七七一―一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キリン堂	午前九時	午後十時
株式会社大創産業	午前十時	午後九時
株式会社マックハウス	午前十時	午後九時
株式会社ローソン	午前零時	午後十二時
徳島市農業協同組合	午前八時	午後五時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キリン堂	午前九時	午後十時
株式会社大創産業	午前十時	午後九時
株式会社マックハウス	午前十時	午後九時
株式会社ローソン	午前零時	午後十二時
徳島市農業協同組合	午前八時	午後九時

4 変更年月日

令和七年八月三十日

二 届出年月日

令和七年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。